

福岡県公報

令和2年7月7日
第117号

目次

告示 (566-571号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の 申請の概要	(環境保全課) ……………	3
○筑前海区における漁業法に基づく漁業の免許の内容たる べき事項等	(漁業管理課) ……………	7
公 告		
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等 に関する条例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課) ……………	8
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等 に関する条例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課) ……………	8
○国土調査の指定	(農山漁村振興課) ……………	8
○意見募集の結果の公示	(生活衛生課) ……………	9
○意見募集の結果の公示	(生活衛生課) ……………	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	9
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) ……………	10
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) ……………	10
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等		

	(中小企業振興課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	12
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る公示について	(住宅計画課) ……………	12

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部交通企画課) ……………	12
雑 報		
○令和2年度行政書士試験の実施	(市町村支援課) ……………	13

告 示

福岡県告示第566号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱1037の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
犀川帆柱1037の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道		飯 塚 線 福 間	前	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5331番1先まで	9.4 ～ 73.4	669.0
			前	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5335番1先まで	10.8 ～ 69.5	573.5
			後	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5335番1先まで	10.8 ～ 69.5	573.5

福岡県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道		宮 田 線 小 竹	前	鞍手郡小竹町大字勝野2864番1先から 鞍手郡小竹町大字勝野3253番6先まで	6.9 ～ 17.3	180.0
			後	鞍手郡小竹町大字勝野2864番1先から 鞍手郡小竹町大字勝野3253番6先まで	10.7 ～ 17.3	180.0

福岡県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のような道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道		福 岡 線 直 方	前	糟屋郡久山町大字久原111番1先から 糟屋郡久山町大字久原111番18先まで	12.8 ～ 23.5	130.9
			後	糟屋郡久山町大字久原111番1先から 糟屋郡久山町大字久原111番18先まで	12.8 ～ 26.2	130.9

福岡県告示第570号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和2年7月7日から令和2年7月28日までの間、福岡県環境部環境保全課及び荇田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 宮若市上有木1番地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡荇田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社荇田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）		
能力	1.8分／個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出され	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	—
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	—	—
	化学的酸素要求量（mg/L）	—	—

る汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	浮遊物質質量（mg/L）	—	—
	窒素含有量（mg/L）	—	—
	りん含有量（mg/L）	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	—	—
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	—	—
	汚水量（m ³ /日）	0	0

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）		
能力	0.9分／個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	—
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	—	—
	化学的酸素要求量（mg/L）	—	—
	浮遊物質質量（mg/L）	—	—
	窒素含有量（mg/L）	—	—
	りん含有量（mg/L）	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	—	—
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	—	—
汚水量（m ³ /日）	0	0	

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）
-----	---

能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	1.94

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下

施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	2.03

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	1.6

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第 1 の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	0.78

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第 1 の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	0.58

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第 1 の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		0.9分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下	

汚水量 (m ³ /日)	—	0.91
-------------------------	---	------

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	0.25分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	0.35

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	1.2分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	—	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	—	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	2,000以下
	汚水量 (m ³ /日)	—	0.35

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場				
型式	生物処理を主とした複合処理方式				
構造	コンクリート構造及び鋼板構造				
主要寸法	35m×20m、25m×10m				
能力	900 m ³ /日				
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10
化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15	

及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	浮遊物質質量 (mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cf)	-	-	10	100
	汚水量 (m ³ /日)	720	900	720	900

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15
	浮遊物質質量 (mg/L)	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	12	15
	りん含有量 (mg/L)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
	大腸菌群数 (個/cf)	10	100
	排出水量 (m ³ /日)	720	900

福岡県告示第571号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第2項の規定に基づき、筑前海区における漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成25年5月福岡県告示924号）のうち漁場計画番号筑共第7号の一部について、次のように変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業（筒を含む）	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

2 存続期間 令和2年10月15日から令和5年8月31日まで

3 申請期間 令和2年8月1日から令和2年8月31日まで

4 免許予定日 令和2年10月15日

公 告

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更の対象となる災害

平成28年熊本地震による災害（平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）第1条において特定非常災害として指定された平成二十八年熊本地震による災害をいう。）（平成28年6月28日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成28年6月28日から令和2年6月27日までの間

（変更後）平成28年6月28日から令和4年6月27日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和2年6月11日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更の対象となる災害

平成30年7月豪雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成30年7月12日から令和2年7月11日までの間

（変更後）平成30年7月12日から令和4年7月11日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和2年6月11日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか20市町村の令和2年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 葛原高松一丁目・二丁目の各一部、葛原本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、葛原一丁目・四丁目・五丁目の各一部、沼緑町二丁目の一部、湯川四丁目・五丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目及び御開一丁目の各一部	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕三丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部	〃
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町、新開町、北磯町、西新町、岬町、新港町	〃
直方市	大字植木の一部	〃

田川市	大字夏吉、大字川宮、大字伊田、大字位登の各一部	〃
柳川市	高島、蒲生の一部、徳益、豊原	〃
大川市	津、小保、向島の各一部	〃
行橋市	西宮市五丁目の一部、行事八丁目	〃
小郡市	三沢、力武、横隈の各一部	〃
春日市	大和町、日の出町	〃
古賀市	谷山、小山田の各一部	〃
宮若市	四郎丸、山口、芹田、長井鶴の各一部	〃
みやま市	瀬高町下庄、高田町竹飯、海津の各一部	〃
糟屋郡新宮町	三代の一部	〃
田川郡香春町	大字鏡山、高野の各一部	〃
田川郡添田町	大字添田の一部	〃
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃
京都郡みやこ町	下原、皆見、徳永の各一部	〃
築上郡上毛町	大字尻高の一部	〃

公告

福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則案について、令和2年3月31日から令和2年4月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年6月23日に公布しました。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

保健医療介護部生活衛生課営業指導係

電話：092-643-3279

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則案について、令和2年3月31日から令和2年4月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年6月23日に公布しました。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

保健医療介護部生活衛生課営業指導係

電話：092-643-3279

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

小野南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
渡 公 利	古賀市小山田59番地
西 茂太郎	古賀市谷山1119番地
松 崎 榊 實	古賀市薬王寺979番地 1
飯 尾 助 廣	古賀市小山田473番地
西 孝 則	古賀市谷山897番地
松 崎 慎 治	古賀市薬王寺1013番地
渡 孝 志	古賀市小山田58番地
仁 部 義 治	古賀市谷山637番地

松崎 富雄	古賀市薬王寺1277番地1
-------	---------------

2 退任監事

氏名	住所
林 啓二	古賀市小山田472番地
仁部 一布	古賀市谷山658番地2
松崎 久則	古賀市薬王寺977番地1

3 就任理事

氏名	住所
渡 公利	古賀市小山田59番地
西 茂太郎	古賀市谷山1119番地
松崎 榊實	古賀市薬王寺979番地1
飯尾 助廣	古賀市小山田473番地
西 孝則	古賀市谷山897番地
松崎 慎治	古賀市薬王寺1013番地
渡 孝志	古賀市小山田58番地
仁部 義治	古賀市谷山637番地
松崎 富雄	古賀市薬王寺1277番地1

4 就任監事

氏名	住所
林 啓二	古賀市小山田472番地
仁部 一布	古賀市谷山658番地2
松崎 久則	古賀市薬王寺977番地1
川上 辰義	古賀市谷山719番地

公告

解散した清算法人 飯塚市明星寺南土地改良区から清算人の就任の届出があったので

、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
須藤 三男	飯塚市明星寺745番地
須藤 喜幸	飯塚市明星寺715番地
吉田 清美	飯塚市明星寺716番地
高須賀 貞信	飯塚市弁分612番地12
永嶋 徹	飯塚市明星寺335番地1
吉田 和義	飯塚市明星寺756番地
吉田 勉	飯塚市明星寺688番地1
吉田 秀文	飯塚市明星寺769番地

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営豊前地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	令和2年7月7日から 令和2年8月6日まで	豊前市役所

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（立花2期地区）	平成27年6月10日
農道整備事業（立花2期地区）	平成31年1月10日
農地造成事業（立花2期地区）	令和元年11月25日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ドラッグストアモリ志免店
- (2) 所在地 糟屋郡志免町南里六丁目454番 1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- ・付近の歩行者、車両の増加が想定されるため、交通安全対策を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ドラッグストアモリ行橋行事店
- (2) 所在地 行橋市大字草野字寺ノ下492番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）コーナンPRO那珂川店
- (2) 所在地 那珂川市松木二丁目58番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・周辺道路への渋滞に繋がらないよう交通整理員を配置するなど配慮すること。
- ・当該店舗への自動車による来店者による交通渋滞が生じないよう対策を講じること。
- ・当該店舗駐車場に自動車による来店者が県道及び市道の歩道を通行する歩行者と接触事故等を生じないよう、必要に応じ誘導員を設けるなどの対策を講じること。
- ・大型車が店舗に進入する際には、県道からとすること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・店舗建設予定地は小・中学校の通学路となっていることから児童・生徒の通学、特に中学校は自転車通学の生徒が多く通るため、子どもたちの安全確保を図る

よう、店舗出入車両の通行口にカーブミラー等の設置、及び登下校時間帯は警備員を常時配置すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・当該事業者から排出される一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、適正な処理を行うこと。

(4) 防災・防犯対策への協力

・交通量の増加に伴い、交通事故の増加が懸念される。特に那珂川南中学校、安徳小学校の通学路にもなっているため、学校、保護者、生徒にも注意喚起する必要がある。

・防犯上の問題で、駐車場の施錠管理や未成年等のたまり場になる懸念がある。

(5) 騒音の発生に係る事項

・当該事業地の建設工事において、騒音・振動規制法に伴う届出が必要な場合は、遅延なく行うこと。

・防音シート、防塵シート等付近住民に配慮した工事を行うとともに、当該事業用地における騒音、振動等の苦情に関しては施工者が責任をもって対処し解決すること。

・早朝及び深夜に騒音が発生しないよう、駐車場の利用時間及び荷さばきを行う時間帯を遵守すること。

(6) その他

・当該計画地は那珂川市開発行為等整備要綱に基づき既に協議済みである各課意見について遵守すること。

・店舗やその周辺に屋外広告物を掲示する場合は、屋外広告物に関する許可申請を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)ダイレックス新志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町南里七丁目521番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・付近の歩行者、車両の増加が想定されるため、交通安全対策を行うこと。

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和2年7月7日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
株式会社まつしん	太宰府市青葉台三丁目3番3号	太宰府市朱雀三丁目7番41-101号	令和2年5月29日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第157号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和2年7月7日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和2年6月26日から同年7月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された令和2年度行政書士試験を次のように実施する。

令和2年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 多賀谷 一照

1 試験期日

令和2年11月8日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東三丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口配布

ア 配布期間

令和2年7月27日（月）から8月28日（金）まで

イ 配布場所

	配布時間	休館日
○県庁（福岡市博多区東公園7-7） 1階 県民情報センター 9階 企画・地域振興部市町村支援課 ○小倉総合庁舎（北九州市小倉北区内7-8） 2階 北九州県民情報コーナー ○飯塚総合庁舎（飯塚市新立岩8-1） 1階 筑豊県民情報コーナー ○行橋総合庁舎（行橋市中央1-2-1） 1階 京築県民情報コーナー ○久留米総合庁舎（久留米市合川町1642-1） 1階 筑後県民情報コーナー	午前8時30分から午後5時15分まで	土曜日、日曜日及び祝日
○福岡県行政書士会館 （福岡市博多区東公園2-31）	午前9時から午後5時まで	土曜日、日曜日及び祝日並びに8月13日（木）及び14日（金）

(2) 郵送配布

ア 配布期間

令和2年7月27日（月）から8月21日（金）まで

なお、配布の請求は、令和2年7月6日（月）から8月21日（金）まで受け付ける。

イ 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和2年7月27日（月）から8月28日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。8月28日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

- ① 令和2年7月27日（月）午前9時から8月25日（火）午後5時まで
- ② インターネットによる受験申込みは、8月25日（火）午後5時で終了する。
午後5時までに入力を完了しないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- ③ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能
入力方法等手続の詳細については、センターホームページにアクセスし、確認すること。【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】
- ④ 受付最終日（8月25日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。
- ② 利用できるクレジットカード
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
- ③ 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

7,000円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど）を希望する者については、申請の手続が必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

令和3年1月27日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（開始時間は、合格発表日の午前中）する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、センター（電話 03-3263-7700）に対して行うこと。